

東日本大震災被災者を支援！

建築基礎科

初心者
向け

— 受講者募集 —

8月26日(金)
募集締切

講習の内容

- 被災地の復興に役立つ建築現場での基礎技術を習得するための講習を、初心者向けに実施します。
- 受講料は無料です。
- 特別教育に該当する科目(※)は、修了証を発行します。

	科 目	学科時間	実技時間
1	建築基礎知識	4時間	—
2	丸のご取扱い特別教育※	4時間	1時間
3	低圧電気取扱い特別教育※	7時間	1時間
4	玉掛け特別教育※	5時間	4時間
5	足場建築建て方の基礎知識	2時間	2時間
6	石綿取扱い特別教育※	4.5時間	—
7	自由研削砥石取扱い特別教育※	5時間	1時間
8	建築保護具取扱い	4時間	1時間
	合 計	35.5時間	10時間

講習期間・定員

- ・講習期間：平成23年9月5日(月)～9月13日(火) 講習8日間 休講日：9月8日(木)
- ・定員：20名

申込要件

次の①～④の全てに該当する方

- ① P.3「対象者」に該当する方
- ② 建築基礎科を受講し、就職に役立たせることを希望する方
- ③ 講習開始日に18歳以上の方
- ④ 対象者の要件を確認できる証明書類(P.2「申込書類」参照)を提示できる方

講習場所

- ・講習実施機関：職業訓練法人東京土建技術研修センター(東京都が委託して実施)
- ・講習場所：東京都豊島区池袋1-8-6 JR池袋駅北口より徒歩8分
：(9月10日のみ)東京都足立区梅島1-2-26 東武伊勢崎線梅島駅より徒歩8分

問い合わせ先

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課 TEL 03(5320)4718

建築基礎科についての問い合わせとお伝えください。

ホームページ「TOKYOはたらくネット」

(PC) <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/school/itaku/kinkyu/kenchiku.html>(携帯) <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/school/itaku/kinkyu/m/kenchiku.html>TOKYOはたらくネット
建築基礎科

申込書類

※ 提出された申込書類は、返却しません。ご了承ください。

①被災者向け講習申込書

②対象者（P.3参照）の要件を確認する証明書類の写し

「対象者」①に該当する場合

（原則、1の書類とする。）

1. 市町村が発行した**被災証明書**又は「**り災証明書**」
2. 1が提出できない場合は、被災時の住所が記載されている**住民票**
3. 1～2が提出できない場合は、被災時の住所が記載されている**運転免許証**
又は**健康保険証**
4. 1～3が提出できない場合は、被災時の住所が記載されている書類で、東京都が認めるもの。（例：公共料金の請求書 等）

「対象者」②に該当する場合

- ・市町村が発行した「**り災証明書**」

申込方法

・申込期間：平成23年8月12日（金）～8月26日（金）必着

申込窓口所在地

- ・申込締切日までに申込書類①と②を窓口を持参か、申込締切日までに到着するように郵送してください。
- ・郵送の場合は封筒に【建築基礎科申込】と明記してください。

【申込先】

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1

都庁第一本庁舎31階北

産業労働局雇用就業部能力開発課

「建築基礎科申込窓口」宛（平日午前9時～午後5時）

第一本庁舎 31階北側
赤エレベータを利用



受講者の決定

- ・申込書類に不備がない方の中で抽選となります。
- ・受講者決定後、抽選の結果を郵送で全員に通知します。

その他

- ・講習を最後まで受けられる見込みのある方がお申し込みください。
- ・申込後に受講を辞退する方は、速やかに産業労働局雇用就業部能力開発課（Tel.03-5320-4718）までご連絡ください。
- ・講習初日に写真1枚（縦30×横25mm）が必要ですのでご用意ください。

対象者

次のいずれかに該当する方です。（講習初日までに、避難又は転入予定の方も含む。）

①東日本大震災（長野県北部の地震を含む。）により災害救助法が適用されることとなった区市町村のうち、**岩手県、宮城県、福島県、青森県、長野県及び新潟県**の市町村から**首都圏**に避難又は転入している方

②東日本大震災（長野県北部の地震を含む。）により災害救助法が適用されることとなった区市町村のうち、**茨城県、栃木県及び千葉県**の市町村から**東京都**に避難又は転入しており、かつ当該市町村より「**り災証明書**」が発行された方

東日本大震災により、災害救助法が適用されることとなった区市町村

上記対象者①に該当する市町村

岩手県	全市町村
宮城県	全市町村
福島県	全市町村
青森県	八戸市、上北郡おいらせ町
長野県	下水内郡栄村
新潟県	十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

※ 避難又は転入先の**首都圏**とは、「**東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県**」です。

上記対象者②に該当する市町村

茨城県	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町
千葉県	旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市

※ 東京都は、被災者向け講習の対象外です。

東京都産業労働局雇用就業部長 殿

被災者向け講習申込書

被災者向け講習を申し込みます。

氏 名	生年月日 年 月 日	性別	1. 男 2. 女
講習名 ※受講を希望する 番号に、○を つけてください。	1.	建設機械運転科 (期生) 宿泊を ア. 希望する イ. 希望しない	2. 建築基礎科
該当する 対象者要件 ※該当する番号に、○を つけてください。	1. 岩手県、宮城県、福島県、青森県、長野県及び新潟県の災害救助法適用市町村から首都圏に避難又は転入している者 2. 茨城県、栃木県及び千葉県の災害救助法適用市町村から東京都に避難又は転入しており、かつ当該市町村より「り災証明書」が発行された者		
住 所	申込時点の、住民票上の住所を記入してください。 〒 -		
居 所 (避難先)	1. 上記住所と同じ 2. 上記住所と異なる場合は、居所（避難先）を記入してください。 [〒 -]		
被災時の 住 所	1. 上記住所と同じ 2. 上記住所と異なる場合は、被災時の住所を記入してください。 [〒 -]		
連絡先電話番号	()		
備 考			

※この申込書の記載内容を被災者向け講習以外の目的のために利用することはありません。